

予防技術検定模擬テスト

— 解説付 —

No.43

【共通】問1 老人福祉法第5条の2第6項に規定する「認知症対応型老人共同生活援助事業」を行う施設は消防法施行令別表第一(6)項口に掲げる防火対象物であるが、防火管理者の選任義務が生ずる当該防火対象物の要件として、消防法令上最も正しいものを1つ選べ。

- (1) 全ての施設
- (2) 施設の収容人員が10人以上のもの
- (3) 施設の収容人員が20人以上のもの
- (4) 施設の収容人員が30人以上のもの

【消防用設備等】問1 第一類の甲種消防設備士免状及び第三類の乙種消防設備士免状の交付を受けている者が行うことができる工事又は整備の種類として、消防法令上正しい記述を次の中から一つ選べ。ただし、当該工事又は整備は、消防法施行令第36条の2の規定により消防設備士以外の者も行うことができる工事又は整備は含まないものとする。

- (1) 屋内消火栓設備の工事
- (2) 泡消火設備の整備
- (3) 不活性ガス消火設備の工事
- (4) 自動火災報知設備の整備

【消防用設備等】問2 延べ面積が1,000㎡以上の地下街には、消防隊相互の無線連絡が容易に行われるように無線通信補助設備を設置する必要があるが、当該設備の基準に関する次の記述のうち、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 無線通信補助設備は、漏洩同軸ケーブル、漏洩同軸ケーブルとこれに接続する空中線又は同軸ケーブルとこれに接続する空中線による必要がある。
- (2) 分配器、混合器、分波器その他これらに類する器具は、挿入損失の少ないものとし、漏洩同軸ケーブル等及び分配器等の接続部には防水上適切な措置を講じることが必要である。
- (3) 増幅器を設ける場合には、無線通信補助設備を有効に2時間以上作動できる容量の非常電源を附置することが必要である。
- (4) 無線機を接続する端子は、地上で消防隊が有効に活動できる場所及び防災センター等に設けることが必要である。

【防火査察】問1 消防法第4条に基づく立入検査は、限られた時間において重点的、効率・効果的な立入検査を実施するための事前の準備が重要である。事前の準備に関する記述のうち、適当でないものは次のうちどれか。

- (1) 物品販売店舗の立入検査を実施するに際し、当該建築物の増改築及び用途変更の経過を防火対象物台帳等で確認するこ

と。

- (2) 物品販売店舗の立入検査を実施するに際し、過去に実施した立入検査結果の通知書や提出された改修報告書、指導記録等から、指摘した不備事項や改修結果について確認すること。
- (3) 物品販売店舗の立入検査を実施するに際し、効率的な検査を実施するため、検査する項目や経路等を検討すること。
- (4) 物品販売店舗の立入検査を実施するに際し、通路幅員やはりの長さを測るための巻尺等の検査に必要な器具を当該店舗の関係者に準備させることを検討すること。

【防火査察】問2 消防法に基づく用語の定義に関する記述のうち、適当でないものは次のうちどれか。

- (1) 消防法第3条第1項命令の発動要件である「消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める」とは、消火、避難等消防の活動に支障になる場合一般をいい、公設消防の活動に支障となる場合に限られるものである。
- (2) 消防法第5条の2第1項第1号に規定する「履行されても十分でなく」とは、義務者が履行の着手はしたが求められた措置の内容を完全には履行しない場合をいう。
- (3) 消防法第5条の3第2項、ただし書き、「緊急の必要のあると認めるとき」とは、早急に火災予防等の危険を排除する必要がある場合で、相手方に公告の内容を伝える暇のないことである。
- (4) 消防法第3条第2項に規定する「確知」とは、名あて人が現場に居合わせる場合等、氏名及び住所を知ることができる場合に限らず、その者を特定することのできる場合全般をさすものである。

【危険物】問1 製造所等の設置・変更の許可権者に関する組み合わせのうち、誤っているものはどれか。

- (1) 一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置される移送取扱所 当該市町村長
- (2) 消防本部等所在市町村以外の市町村の区域に設置される製造所等 当該区域を管轄する都道府県知事
- (3) 特定移送取扱所 総務大臣
- (4) 2以上の都道府県の区域にわたって設置される移送取扱所 総務大臣
- (5) 消防本部等所在市町村の区域に設置される製造所等 当該市町村長等

【危険物】問2 完成検査前検査に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 液体の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動貯蔵タンクの変

更の工事を伴う変更許可を受けた者は、完成検査前検査を受けなければならない。

- (2) 完成検査前検査は、液体危険物タンクに配管その他の附属設備を取り付ける前に受けなければならない。
- (3) 市町村長等は、水張検査又は水圧検査の結果技術上の基準に適合すると認めるときは、タンク検査済証を交付する。

(4) 容量が指定数量未満の液体危険物タンクのみを有する一般取扱所の設置許可を受けた者は、完成検査前検査を受けることを要さない。

(5) 液体の危険物を取り扱う配管を有する製造所の設置許可を受けた者は、完成検査前検査を受けなければならない。

昇任試験実力養成講座・予防技術検定模擬テスト〈解答と解説〉

昇任試験実力養成講座

共通（消防士長・消防司令補）問題

〔地方自治〕

問1 答 (3)

- 解説 (1) 地方自治法第252条の19参照。全部又は一部。
 (2) 地方自治法第252条の20参照。条例による。
 (3) 地方自治法第252条の23参照。要件としては、人口要件と面積要件がある。
 (4) 地方自治法第252条の26の3参照。

問2 答 (2)

- 解説 (1) 地方自治法第281条参照。
 (2) 地方自治法第281条の6参照。
 (3) 地方自治法第281条の7参照。

〔公務員法制等〕

問1 答 (5)

- 解説 一般職の職と特別職の職とを兼務する場合、その者が一般職としての地位を有する限り、原則として地方公務員法の全面的適用を受けるため、設問のような場合には、職務専念義務（地方公務員法第35条）の免除が必要と解される。
 (1) 同法第3条第3項第5号。
 (2) 同法第3条第2項。
 (3) 同法第4条第2項。
 (5) 地方自治法第172条第3項。

問2 答 (3)

解説 職員の勤務時間については、給与と同様、これを職員の権利として法令で保障すること及びこれが住民の負担や利便につながる問題であることから、住民の代表である議会の意思決定により条例で定めなければならないとされている（地方公務員法第34条第6項）。したがって、勤務時間等を全面的に規則で定めるよう条例で委任することはできない（行政実例＝昭和27年11月18日自行公発第96号）。

〔消防組織〕

問1 答 (2)

解説 (2) 緊急消防援助隊については、運用上設けられていたが、平成15年の消防組織法改正により法制化さ

れた。

(4) 消防法は、消防組織法（平成22年12月23日）より遅れて、昭和23年7月24日に公布された。

問2 答 (3)

解説 消防水利の基準の勧告は、消防組織法第4条ではなく消防法第20条に基づくものである。なお、消防法第20条第1項に基づいて、消防水利の基準（昭和39年12月10日消防庁告示第7号）が定められている。

問3 答 ① 都道府県知事 ② 都道府県隊長

③ 指揮者 ④ 指揮支援部隊長

解説 緊急消防援助隊要綱（平成16年消防震第19号の別添1）参照。

〔消防法規〕

問1 答 ① 消防の活動 ② 権原を有するもの

③ 負担 ④ 除去 ⑤ 保管

解説 消防法第3条第2項参照。

問2 答 ① 火災予防 ② 消防対象物 ③ 期間

④ 消防団員 ⑤ 質問

解説 消防法第4条の2第1項参照。

問3 答 (3)

解説 新築の工事中の延べ面積が5万㎡以上である建築物で、外壁及び床又は屋根を有するもので、電気工事中のもの（消防法施行令第1条の2第3項第2号イ参照。）。

問4 答 (2)

解説 消防法第8条の2の3第1項第2号ニ参照。

〔消防設備〕

問1 答 (4)

解説 消防法施行令第7条第6項参照。

問2 答 (2)

解説 消防法施行令第36条第2項第1号参照。

問3 答 (4)

〔無線法規〕

問1 答 (1)

解説 無線局運用規則第132条参照。

〔無線工学〕

問1 答 (2)

解説 スケルチ調整つまみは、受信状態のとき、スピーカから出る雑音を抑制するためのもので、一般に右に回すと抑制効果が增大する。

〔国民保護〕

問1 答 (3)

解説 都道府県知事は、武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、生活関連等施設のうち当該都道府県の区域内に所在するものの安全の確保が特に必要であると認めるときは、関係機関の意見を聴いて、当該生活関連等施設の管理者に対し、当該生活関連等施設の安全の確保のため必要な措置を講ずるよう要請することができる。

問2 答 (5)

解説 国民保護法第61条参照。避難実施要領は市町村長が定めなければならないとされている。

〔警防〕

問1 答 (5)

解説 火災の状況に応じたノズルの選択及び必要口数を決定し、筒先の制限及び注水規制により水損防止を図る。

問2 答 (2)

解説 飛火警戒は、原則として当該火災が鎮火するまで実施するものとし、警戒態勢の縮小・解除は指揮本部長の指示による。

問3 答 (3)

解説 最も温度が高い箇所の上を破壊して確認する。

消防司令問題

〔組織管理〕

問1 答 (2)

解説 (1) 間接広報の方が、経費をかけない利点があるため、誤り。
 (3) 該当するため、誤り。
 (4) 広聴の説明であるため、誤り。
 (5) オピニオンリーダーへの情報提供は該当しないため、誤り。

〔人事管理〕

問1 答 (3)

解説 (1) 利害関係等により適当でないため、誤り。

(2) 秘密は保持するため、誤り。

(4) 自ら治ろうとする力を助けるため、誤り。

(5) 相談の対象となるため、誤り。

〔消防財政〕

問1 答 (4)

解説 (1) 債権は大別に該当するため、誤り。

(2) 長の責務であるため、誤り。

(3) 定額運用も該当するため、誤り。

(5) 会計管理者の担当事務であるため、誤り。

〔警防〕

問1 答 (3)

解説 空調設備を停止する。ただし、空調設備に汚染拡大を防止する構造がある場合及び災害状況から空調設備を作動させる必要がある場合は活用する。

問2 答 (3)

解説 着火したと思われるものは、屋外の安全な場所に搬出させる。

問3 答 (5)

解説 災害現場では、常に不確定な状況にあるが、情報から不確定要素の一つひとつについて事実の推定を行い、対応を判断する。特に人命に関する情報は、不確定であっても、無視したり、軽視してはならない、一つひとつ情報を確認し消去していく。

〔救急〕

問1 答 (3)

解説 第27条には、(1)、(2)、(4)、(5)が規定されている。

問2 答 (5)

解説 a、b、c、いずれも、指導者の指導・監督のもとに、医行為を行う者を介助するもの、とされている。

問3 答 (5)

解説 (1)から(4)はいずれも罰金による罰則が規定されているが、(5)は6月以下の懲役若しくは30万円以下の罰金、又は併科となっている。

予防技術検定模擬テスト

〔共通〕

問1 答 (2)

解説 消防法施行令第1条の2第3項第1号イにより、収容人員が10人以上の認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設には防火管理者の選任義務が発生する。

〔消防用設備等〕

問1 答 (1)

解説 (1) 消防法施行規則第33条の3第1項。第一類の

甲種消防設備士が行うことができる。

- (2) 消防法施行規則第33条の3第3項。第二類の甲種消防設備士又は乙種消防設備士が行うことができる。
- (3) 消防法施行規則第33条の3第1項。第三類の甲種消防設備士が行うことができる。
- (4) 消防法施行規則第33条の3第3項。第四類の甲種消防設備士又は乙種消防設備士が行うことができる。

問2 答 (3)

- 解説 (1) 消防法施行規則第31条の2の2第1号。
(2) 消防法施行規則第31条の2の2第6号。
(3) 消防法施行規則第31条の2の2第7号口。非常電源の容量は、当該設備を有効に30分以上作動できる容量で足りる。
(4) 消防法施行規則第31条の2の2第8号イ。

〔防火査察〕

問1 答 (4)

- 解説 (1) 違反処理マニュアルにより適当。
(2) 違反処理マニュアルにより適当。
(3) 違反処理マニュアルにより適当。
(4) 立入検査に必要な器具は事前に検討し、消防機関が持参し有効活用する必要がある、関係者

に準備させることは不適當。

問2 答 (1)

- 解説 (1) 消火、避難等消防の活動に支障になる場合一般をいい、必ずしも公設消防の活動に支障となる場合に限られず、防火対象物の関係者の消火や避難の活動も含むものであるので、不適當。
(2) 違反処理マニュアルにより正しい。
(3) 違反処理マニュアルにより正しい。
(4) 違反処理マニュアルにより正しい。

〔危険物〕

問1 答 (3)

- 解説 製造所等の設置・変更にあたっては、当該製造所等が設置される区域に応じた市町村長等の許可を受けなければならない。
〔参照条文〕消防法第11条第1項。

問2 答 (5)

- 解説 液体危険物タンクを有する製造所等については、当該液体危険物タンクの設置又は変更の工事に関し完成検査前検査の適用がある。
〔参照条文〕危険物の規制に関する政令第8条の2、消防法第11条の2。

二訂版

一目でわかる

予防実務

■消防実務研究会 編著 B5判 / 446頁 定価3,500円 (〒315円)

◆消防法をはじめ関係法令を「火災の予防等の措置命令」から「資料提出命令・立入検査」、「防火管理」、「防火対象物の点検及び報告」、「火気使用設備・器具」、「少量危険物」や「消防用設備等」を予防業務遂行に必要な項目ごとに分類必要事項をいつでも、容易に検索できる実務書！



主な目次

- 第1章 屋外における火災の予防又は消防活動の障害除去のための措置命令
- 第2章 資料提出命令・立入検査
- 第3章 防火対象物の火災予防措置命令等
- 第4章 建築許可等についての消防(署)長の同意
- 第5章 防火管理
- 第6章 防火対象物の点検及び報告
- 第7章 避難管理等
- 第8章 防火対象物品
- 第9章 火気使用設備・器具
 - 第1節 火を使用する設備
 - 第2節 火を使用する器具
 - 第3節 火の使用に関する規制等
- 第10章 消防活動阻害物質
- 第11章 住宅用防災機器

- 第12章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物
- 第13章 消防用設備等
 - 第1節 総則
 - 第2節 消火設備
 - 第3節 警報設備
 - 第4節 避難設備
 - 第5節 消防用水
 - 第6節 消火活動上必要な施設
 - 第7節 総合操作盤
 - 第8節 非常電源に関する基準
- 第14章 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等
- 第15章 消防用設備等の検査・点検等
- 資料
 - 配管の摩擦損失計算 / 〔消令〕別表第1 ほか

近代消防社 〒105-0001 東京都港区虎ノ門2丁目9番16号(日本消防会館内) TEL 03-3593-1401 FAX 03-3593-1420